

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- 長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱の一部改正
- 長崎県水産部関係補助金等交付要綱の一部改正
- ・洪水浸水想定区域の指定

所管課（室）名

産 業 政 策 課
漁 政 課
河 川 課

◎ 公 告

- ・県営土地改良事業計画の決定（2件）
- ・測量の実施
- ・測量の終了

農 村 整 備 課
建 設 企 画 課
〃

◎ 雑 報

- ・一般競争入札の実施
- ・競争入札の参加者の資格等

長崎県公立大学法人
〃

◎ 正 誤

- 令和3年2月5日付け長崎県公報第10992号中

選挙管理委員会書記室

告 示

長崎県告示第141号

長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第299号）の一部を次のように改正し、令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和3年2月24日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 雇用労働政策課関係						別表（第2条関係） 雇用労働政策課関係					
	補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者		補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1～8 略						1～8 略					
9	離職者 雇用促 進助成 金	新型コロ ナウイルス 感染症 の影響に よる離職 者を雇用 し事業の	対象離職者を無 期又は有期労働 者として雇用し た際に要する経 費	略		9	離職者 雇用促 進助成 金	新型コロ ナウイルス 感染症 の影響に よる離職 者を雇用 し事業の	対象離職者を正 規労働者として 雇用した際に要 する経費	略	

		継続・拡大を図る企業等を支援する。				継続・拡大を図る企業等を支援する。		
10 略					10 略			

長崎県告示第142号

長崎県水産部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第398号）の一部を次のように改正し、令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和3年2月24日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 漁港漁場課関係						別表（第2条関係） 漁港漁場課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～8 略						1～8 略					
9	長崎県漁業用施設災害復旧事業補助金	災害を受けた漁業用施設の復旧事業を促進する。	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）第2条第3項に規定する漁業用施設について、同条第5項に規定する災害による同条第6項から第7項までに規定する災害復旧事業に要する経費（沿岸漁場整備開発施設に限る。）	10分の6.5（国が高率補助を行う場合は、当該補助に係る補助率）以内	市町						

長崎県告示第143号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により二級河川浦上川水系浦上川に係る洪水浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、長崎県土木部河川課及び長崎振興局に備え置いて縦覧に供する。

令和3年2月24日

長崎県知事 中村 法道

公 告

県営土地改良事業計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営横田地区土地改良事業（区画整理

工)につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年2月24日

長崎県知事 中村 法道

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営横田地区土地改良事業計画書
- 縦覧期間
令和3年2月24日から令和3年3月16日まで
- 縦覧場所
雲仙市農林水産部農漁村整備課及び当直室

県営土地改良事業計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営横田地区土地改良事業（農業用排水施設工）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年2月24日

長崎県知事 中村 法道

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営横田地区土地改良事業計画書
- 縦覧期間
令和3年2月24日から令和3年3月16日まで
- 縦覧場所
雲仙市農林水産部農漁村整備課及び当直室

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、佐々町長から公共測量（MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和3年2月24日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
佐々町の一部	令和3年2月18日から 令和3年3月26日まで

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎振興局

長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和3年2月24日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	期 間
長崎市 春日町	令和3年1月29日

雑 報

一般競争入札の実施（公告）

長崎県立大学シーボルト校 設備管理業務委託について、一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和3年2月24日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

長崎県立大学シーボルト校 設備管理業務委託

(2) 委託業務の場所

長崎県立大学シーボルト校（長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番1）

(3) 委託期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 委託業務の特質等

入札説明書による。

(5) 入札の方法

前記(1)の委託業務を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条の規定に該当しない者であること。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

(2) 長崎県が行う設備管理業務に関する競争入札の参加者の資格等に示した入札の参加資格審査を受け、長崎県から入札参加資格を有すると認められた者であること、又は長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格を得ていること。

(3) この公告の前日に長崎県内に本社、支店又は事業所を有する者

(4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

3 競争入札参加資格を得ようとする者に必要な資格等

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する電気主任技術者免状（第3種以上）取得者であって、業務を十分遂行できる者を配置（選任）することが可能な者

(2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第4条第1項に規定する電気工事士免状（第2種以上）取得者であって、業務を十分遂行できる者を配置することが可能な者

(3) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第29条第1項に規定する冷凍機械責任者免状（第2種以上）取

得者であって、業務を十分遂行できる者（冷凍保安責任者として選任される者であって常駐する者及びその代理者として選任される者。8時30分から17時30分までの間は、冷凍保安責任者又はその代理者のいずれかが勤務しているものとし、勤務時間外に緊急を要する事態が生じたときは、冷凍保安責任者又はその代理者のいずれかが遅滞なく勤務に就くこと。）を配置することが可能な者

(4) 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の6第1項に規定する消防設備士免状取得者（甲種消防設備士又は乙種消防設備士であって、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の3に規定する第1類及び第4類を有する者に限る。）であって、業務を十分に遂行できる者を配置することが可能な者

(5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第7条第1項に規定する建築物環境衛生管理技術者免状取得者であって、業務を十分遂行できる者を配置（選任）することが可能な者

4 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、2の(2)の資格を得るため、本法人所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、6の部局へ提出すること。

なお、2の(2)における長崎県から入札参加資格を有すると認められた者に該当する場合も、審査申請書等の提出が必要である。

審査の結果については、以下の提出期限の日から10の入札期日までの間に文書で通知する。

（申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先）6の部局とする。

（提出期限）令和3年3月9日（火）17時00分

5 入札参加条件

当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部を第三者に委任又は請け負わせることなく履行できるものであること。

6 当該委託契約に関する事務を担当する部局の名称等

（住所）〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番1

（名称）長崎県立大学シーボルト校事務局総務企画課総務グループ

（電話）095-813-5500

7 契約条項を示す場所

6の部局とする。

8 入札説明書の交付期間及び場所

（期間）この公告の日から令和3年3月5日（金）17時00分までの間（大学の休日を除く。）

（場所）6の部局とする。

なお、郵送での交付を希望する場合は、郵送先を記載した返信用封筒（角2サイズ）及び切手（140円）を同封のうえ、6の部局まで送付すること（上記期限内必着）。

（受領）入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。

9 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札・開札の場所及び期日等

（場所）長崎県立大学シーボルト校本部棟2階 特別会議室

（期日）令和3年3月16日（火）10時00分開始

入札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に6の部局に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

徴しない。

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴する。

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件

以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、10の入札当日に委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき。

(11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) その他、詳細は入札説明書による。

競争入札の参加者の資格等（公告）

長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第2条第2項の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり公告する。

令和3年2月24日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

1 競争入札に付する事項

長崎県立大学シーボルト校 設備管理業務委託

2 競争入札に参加することができない者

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第3条第1項の規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

(2) 次のアからカまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたこと。

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したこと。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたこと。

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたこと。

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったこと。

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したこと。

(3) 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者

(4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

(6) この公告の前日に長崎県内に本社、支店又は事業所を有しない者

(7) この告示の日から入札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者

(8) この告示の日から入札日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加資格を得ようとする者に必要な資格等

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する電気主任技術者免状（第3種以上）取得者であって、業務を十分遂行できる者を配置（選任）することが可能な者

(2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第4条第1項に規定する電気工事士免状（第2種以上）取得者であって、業務を十分遂行できる者を配置することが可能な者

(3) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第29条第1項に規定する冷凍機械責任者免状（第2種以上）取得者であって、業務を十分遂行できる者（冷凍保安責任者として選任される者であって常駐する者及びその代理者として選任される者。8時30分から17時30分までの間は、冷凍保安責任者又はその代理者のいずれかが勤務しているものとし、勤務時間外に緊急を要する事態が生じたときは、冷凍保安責任者又はその代理者のいずれかが遅滞なく勤務に就くこと。）を配置することが可能な者

(4) 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の6第1項に規定する消防設備士免状取得者（甲種消防設備士又は乙種消防設備士であって、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の3に規定する第1類及び第4類を有する者に限る。）であって、業務を十分に遂行できる者を配置することが可能な者

(5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第7条第1項に規定する建築物環境衛生管理技術者免状取得者であって、業務を十分遂行できる者を配置（選任）することが可能な者

4 競争入札参加者の資格及び審査

(1) 2の(1)から(8)に該当する者、又は3に掲げる条件を満たしていない者は、1の入札に係る競争入札参加資格審査申請をすることができない。

(2) 競争入札参加者の資格は、長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める要件に基づき、(3)に掲げる事項について審査し決定する。

(3) 審査事項

ア 年間売上高

イ 営業年数

ウ 従業員数

エ 財務比率（売上高当期利益率、固定長期適合率及び流動比率）

オ 設備管理業務契約実績

5 資格審査申請の時期

この公告の日から、令和3年3月9日（火）まで（大学の休日を除く。）の9時00分から17時00分までとする。

6 資格審査申請の方法

(1) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この公告の日から(4)に掲げる場所において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、長崎県公立大学法人のホームページから入手することもできる。

(2) 申請書の提出方法

- ① 申請者のうち、長崎県が発注する設備管理業務委託に関する競争入札に参加する者に必要な資格（以下「県資格」という。）を取得している者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる場所に提出すること。

ア 誓約書
イ 委任状
ウ 印鑑届（様式第2号）
エ 口座振替申込書（様式第3号）
オ 長崎県からの資格審査結果通知書の写し

- ② 申請者のうち、県資格を取得していない者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる場所に提出すること。

ア 誓約書
イ 委任状
ウ 営業概要書
エ 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)
 (ア) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 (イ) 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
オ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
 (ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 (ウ) 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
カ 県税に関し未納がないことを証する証明書
キ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
ク 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
ケ 印鑑届（様式第2号）
コ 口座振替申込書（様式第3号）
サ 設備管理業務契約実績調査表（様式第4号）

- ※ 提出書類（写しとしているものを除く。）は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

(3) 申請書等の作成に用いる言語及び通貨

申請書は、日本語及び日本国通貨で作成すること。

(4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

〔住所〕〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番1
〔名称〕長崎県立大学シーボルト校事務局総務企画課総務グループ
〔電話〕095-813-5500

7 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第5号）を通知（郵送）する。

8 資格審査の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を付与された日から令和3年3月31日までとする。

9 資格審査申請事項の変更

入札参加資格の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第6号）を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
(2) 所在地
(3) 代表者
(4) 資本金（法人の場合）
(5) 使用印鑑
(6) 委任事項
(7) 金融機関取引口座

(8) 電話番号

10 資格の取消し等

(1) 入札参加者の資格を有する者が、2の(1)、(2)又は(8)のいずれかに該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 資格取消しの通知

入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

正 誤

令和3年2月5日付け長崎県公報第10992号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
2245	3	届け出る	申請する
2245	7	届け出る	申請する
2245	12から13	申請する	届け出る
2245	19から20	申請する	届け出る
2245	24から25	申請する	届け出る
2245	31から32	申請する	届け出る
2245	35	申請する	届け出る
2246	1	行うこと	行ってください
2246	2	この限りではない	この限りではありません
2246	6	申請する	届け出る
2246	7	行うこと	行ってください
2246	8	この限りではない	この限りではありません
2246	12	申請する	届け出る
2246	13	行うこと	行ってください
2246	14	この限りではない	この限りではありません
2246	16	届け出る	提出する
2246	〃	申請する	提出する
2246	17	行うこと	行ってください
2246	18	この限りではない	この限りではありません
2246	20	届け出る	提出する
2246	〃	申請する	提出する
2246	21	行うこと	行ってください
2246	22	この限りではない	この限りではありません
2246	24	届け出る	提出する
2246	〃	申請する	提出する
2246	25	行うこと	行ってください
2246	26	この限りではない	この限りではありません
2246	35	届け出る	申し出る
2246	〃	申請する	申し出る
2246	36	行うこと	行ってください
2246	37	この限りではない	この限りではありません
2246	39	届け出る	申し出る
2246	39から40	申請する	申し出る
2246	43	届け出る	申し出る
2246	43から44	申請する	申し出る
2247	1	届け出る	提出する

2247	〃	申請する	提出する
2247	9	届け出る	提出する
2247	9 から10	申請する	提出する
2247	17	届け出る	提出する
2247	18	申請する	提出する
2247	25	届け出る	申請する
2247	29	届け出る	申請する
2247	33	申請する	届け出る
2247	37	申請する	届け出る
2247	41	申請する	届け出る
2247	45	申請する	届け出る
2248	1	届け出る	申請する
2248	5	申請する	届け出る
2248	9	届け出る	申し出る
2248	〃	申請する	申し出る
2248	13	申請する	届け出る
2248	17	申請する	届け出る

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二一一
二一一
四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
クイック
プリント
田宏弥